

議案第14号

財産を無償で貸し付けること（弓浜がすり伝承館） について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	境港市麦垣町字蔵本灘86番2	2,764.26平方メートル
建 物	〃	523.28平方メートル

2 相手方

米子市

弓浜緋保存会会長

3 貸付期間

令和2年7月1日から令和4年3月31日まで

4 理 由

県有財産の有効活用を図るとともに、伝統的工芸品である弓浜緋について弓浜緋保存会が産地維持を図るために行う伝統技術の伝承及び製造活動の用に供するため、同会に

土地及び建物を無償で貸し付けようとするものである。